

奈良県告示第五百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、興留土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年三月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	福井 宗治	生駒郡斑鳩町興留一―六―三一
〃	中川 清司	〃 興留東一―六―二六
〃	西谷 喜代嗣	〃 一―七―二
〃	福田 佳夫	〃 興留二―四―二五
〃	山田 晏弘	〃 興留三―三―三一
〃	福井 正之	〃 興留一―六―一三
監事	正司 多平	〃 興留東一―七―一四
〃	秦 勉	〃 興留二―四―一五

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	福井 宗治	生駒郡斑鳩町興留一―六―三一
〃	西谷 喜代嗣	〃 興留東一―七―二
〃	福田 佳夫	〃 興留二―四―二五
〃	福井 正之	〃 興留一―六―一三
〃	秦 正	〃 興留二―四―一五
〃	中川 隆稔	〃 興留東一―六―三一
監事	福井 建明	〃 興留一―五―二五
〃	山田 晏弘	〃 興留三―三―三一